

倉庫業法に基づく倉庫業に関する情報の揭示

倉庫業法第9条及び同法施行規則第7条の規定に基づき、下記の通り提示する。

記

1. 保管料その他の料金

消費者から收受しないため揭示しない

2. 倉庫寄託約款

別紙参照

3. 営業所ごとの倉庫の種類

(令和8年4月1日現在)

No	管轄する営業所名称	倉庫名称	倉庫種類
1	仙台営業所	仙台物流センター	一類
2	福島第一営業所	福島第一営業所センターB棟	一類
3	館林第一営業所	館林物流センター	一類
4	千葉第一営業所	千葉物流センター	一類
5	立飛営業所	立川立飛物流センター	一類
6	厚木営業所	厚木物流センター	一類
7	名古屋営業所	春日井新物流施設	一類
8	町田営業所	町田営業所	一類
9	島根第二営業所	出雲物流センター	一類

4. 営業時間及び休業日

営業時間 : 午前9時から午後5時まで

休業日 : 国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休業日

以上